



# 昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成29年9月1日  
第253号

発行責任者 支部長 荒川 章 三  
編集責任者 副支部長 小林 正 俊  
発行所 名古屋税理士会昭和支部  
印刷所 共生印刷株式会社

## 支部研修旅行 写真コンテスト



### 第一席 杉野嘉則 会員 “手水(ちょうず) まずは左手から”



昨今の、フィンテック、AI(人工知能)、クラウドなど押し寄せ続けるデジタル技術の波は今後も継続し、情報伝達のスピードの常識は日々進化を遂げている。デジタル技術が私たちの日々の生活、ビジネスや社会の隅々にまで浸透し、全く新たな価値を創造し、従来の常識を転換しようとしている。

デジタル化の第一の波は、インターネットであり、ネットショッピングなどは小売業等の店舗展開に影響を与えたといえる。次に第二の波は、モバイルインターネットであり、特に2007年以降に高性能のスマホやタブレットが、爆発的に普及し、いつでもどこでもネットに接続可能となり、

ライフスタイル自体に変化をもたらした。そして第三の波は、IOT(internet of things)、モノがインターネットに繋がることであり、私たちの身の回りのものが、微小なセンサーやPCとクラウドに繋がって、ビジネスや社会の新たな価値を生み出そうとしている。さらに第四の波は押し寄せており、それはもう実際に運用されようとしているAIやロボットである。膨大なデータを機械が学習・記憶し、私たちの判断や行動を手助けしてくれる時代となってきた。

これからの時代は人間と機械の共存がますます進展し、さらに便利になるであろう反面、それが殺伐とした環境にならないことを祈念したい。(星加 雅伸)

## 昭和税務署幹部挨拶

### 着任のあいさつ

昭和税務署長 **平野 勝志**



この度の定期人事異動により、広島国税不服審判所部長審判官から昭和税務署長を拝命いたしました平野でございます。昭和税務署は、初めての勤務となりますが、自分が育った地元での勤務となり大変光栄に思っております。前任の吉村同様、よろしく願っています。

名古屋税理士会昭和支部の皆様には、平素からの税務行政に対する深いご理解と多大なご協力に対して厚くお礼申し上げますとともに、深く敬意を表する次第であります。

さて、国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、この使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者の皆様に不公平感を与えないよう、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。また、我が国では、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化が急速に進展しており、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しています。「パナマ文書」の公開やBEPSプロジェクトの進展など国際課税や富裕層への取り組みに関する国民の関心が高まっており、租税回避等への対応や税務に関するコーポレートガバナンスを充実させ、自発的な取組を促進するなど様々な取り組みを通じて、納税者の皆様に適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう努めております。

e-Taxにつきましては、添付書類のイメージデータによる提出が可能になり、今後はマイナンバーカードを利用した電子認証の簡略化が進められるなど、更なる利便性の向上が見込まれておりますので、引き続き利用拡大に向けてご協力をお願いいたします。

また、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)については、国税庁はマイナンバーの利活用機関であるとともに法人番号の付番機関であることから、納税者の皆様の利便性を向上させ、また、課税・徴収事務が効率化し、より充実したものとなるよう、業務・システムの見直しを進めることとしています。

しかしながら、これらの取組を推進していくに当たっては、税の専門家集団であり確立された組織力を持って、様々な取組により子供達への租税教育や多数の納税者の指導に当たっておられる皆様方のお力添えが必要不可欠であります。引き続き、これまで以上のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、名古屋税理士会昭和支部のますますのご発展と会員皆様方の一層のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

### 退任のあいさつ

前昭和税務署長 **吉村 文男**



名古屋税理士会昭和支部の皆様には、昨年7月に署長として着任以来、大変お世話になりました。

私は、この度の定期人事異動を最後に公務から離れることとなりました。

名古屋税理士会昭和支部の皆様におかれましては、名古屋国税局管内でも有数の会員を擁し、支部長様をはじめ役員

の皆様の卓越したリーダーシップの下、税理士会をリードする優れた活動を展開される中で、税務行政に対しましても深いご理解と多大なご協力を賜りまして、本当にありがとうございました。

この1年間を振り返りまして、特に、本年度におきましては、前支部長様が昭和税務連絡協議会会長の任にあたっておられたこともあり、同協議会主催ではありますが、初の「税に関する作品の合同表彰式」と「税金クイズ」を貴支部の皆様方が中心となって開催していただき、大好評であったこと、誠に印象的でした。

これらの活動のほかにも、「租税教室」の講師としての活動、書面添付協議会における意見交換、租税教育推進協議会における指導的役割の発揮など、幅広いご活動は、いずれも思い出に残る印象的な活動ばかりであり、かつ、私共にとりまして誠に心強いご支援でありました。その取組に対しまして、深く感謝の意を表するとともに、今後も引き続き幅広く展開していただきますことをご期待申しあげます。

さて、この6月に国税庁におきまして、「税務行政の将来像」を公表いたしました。経済社会のICT化やグローバル化の進展など税務行政を取り巻く環境が変化する中で、たとえば、ICTの活用により、税務手続における納税者の利便性の向上と国税当局における事務処理の効率化・高度化を図るなど、10年後の税務行政のイメージを明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要、との考えによるものと聞いております。

新たな時代に向けて歩み始めたような感触が私にはございます。

しかし、これらを推進していくためには、税のエキスパートとして多数の納税者の指導に当たっておられる税理士の皆様方のお力添えが、益々必要と感じております。今後の一層のご理解とご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、名古屋税理士会昭和支部の益々のご発展と、会員皆様の一層のご健勝並びにご活躍を心から祈念いたしまして、私の退任のあいさつとさせていただきます。1年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。





筆頭副署長

**高橋 雅登**

税務相談室からまいりました高橋でございます。総務及び法人課税を担当します。

当署は30年ぶり、2回目の勤務となります。前任者同様よろしくお願いいたします。

名古屋税理士会昭和支部の皆様には、納税者に対する適正申告及び期限内納付のご指導のほか、e-Tax及び書面添付制度の普及拡大並びに租税教室の開催に取り組みされるなど、格別のご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。なお一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

.....



副署長

**遠藤 由敬**

前年度に引き続きまして、個人・資産課税を担当いたします遠藤でございます。

皆様方におかれましては、e-Tax及び書面添付制度の更なる普及・定着、マイナンバー制度の定着、確定申告に関する税務支援などあらゆる場面において、格別の御理解と御協力をいただいているところではございますが、本年度は、昨年にも増してのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

.....



副署長

**青野 広**

高松国税局から参りました、青野でございます。管理運営、徴収を担当いたします。

名古屋国税局管内での勤務は初めてですが、前任者同様よろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、関与先への期限内納付の御指導のほか、ダイレクト納付や納税証明書オンライン請求の利用拡大などにお力添えをいただいているところがございます。今後とも、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



筆頭特別国税徴収官

**濱中 紀彰**

当署の勤務は2年目となります、濱中でございます。

前年に引き続きよろしくお願いいたします。

本年度も、適正かつ公平な税務行政を推進し、厳正的確な滞納整理に努めてまいりたいと考えております。

名古屋税理士会昭和支部の皆様におかれましては、引き続き、期限内納付及び滞納整理に対するご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

.....



筆頭特別国税調査官(個人)

**生駒 孝史**

西尾税務署からまいりました生駒でございます。

昭和税務署は3回目の勤務となります。前任者同様よろしくお願いいたします。

主に所得税・消費税などの調査を担当させていただきます。調査・指導を通じて、「適正・公平な課税の実現」に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

.....



筆頭特別国税調査官(資産)

**堀江 武夫**

小牧税務署からまいりました堀江でございます。

昭和税務署は初めての勤務となりますが前任者同様よろしくお願いいたします。

主に相続税の調査を担当させていただきますが、「適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」に向けて微力ながら精一杯取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

.....



筆頭特別国税調査官(法人)

**藤吉 進一**

当署2年目となります藤吉でございます。

前事務年度に引き続きよろしくお願いいたします。

主に法人税・消費税などの調査を担当させていただきます。国税の任務であります「適正かつ公平な賦課の実現」に向けて精一杯取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



総務課長

### 長瀬 真治

名古屋北税務署からまいりました長瀬でございます。昭和税務署での勤務は初めてとなりますが、前任者同様によりしくお願いいたします。

特に、租税教室を軸とした租税教育の実施及びその推進と内容の充実のための環境づくりのため、名古屋税理士会昭和支部の皆様方と更なる連携を図っていきたいと思いますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。



個人課税第一部門統括国税調査官

### 後藤 俊彦

多治見税務署からまいりました後藤でございます。

昭和税務署は2度目の勤務となります。前任の杉同様、よりをお願いいたします。

名古屋税理士会昭和支部の先生方におかれましては、個別記帳指導や説明会への講師派遣、確定申告期における無料税務相談所の運営など、税務支援の様々な場面でお力添えをいただいているところでございます。

今後ともより一層のご理解とお力添えを賜りますようお願いいたします。



管理運営第一部門統括国税徴収官

### 長江 良

多治見税務署からまいりました長江でございます。

昭和税務署の勤務は初めてとなりますが、前任者同様よりをお願いいたします。

管理運営部門は、税務署の受付窓口担当として親切・丁寧な対応を心掛け、納税者の利便性向上に努めるとともに、滞納の未然防止、納税証明書のオンライン請求及びダイレクト納付の利用拡大に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。



資産課税第一部門統括国税調査官

### 石川 喜義

当署2年目となります石川でございます。

前年に引き続き、よりをお願いいたします。

相続税については、課税ベースが拡大されたことを踏まえ、引き続き、十分な制度周知を行うことは、無申告の発生の防止につながるものと考えています。

「適正・公平な税務行政の推進」のため、名古屋税理士会昭和支部の皆様方におかれましては、引き続き、資産税事務のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



徴収第一部門統括国税徴収官

### 大西 伸弥

昨年に引き続きお世話になることとなりました大西でございます。

昨年同様、よりをお願いいたします。

徴収部門では、特に消費税滞納の圧縮に努めるとともに、滞納の未然防止に積極的に取り組んでいるところでございます。

名古屋税理士会昭和支部の皆様方には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



法人課税第一部門統括国税調査官

### 廣瀬 勝之

津税務署からまいりました廣瀬でございます。

浜松東署新幹線通勤2年、津署特急電車通勤1年（自己都合）を経まして、念願の名古屋市内署勤務となり、穏やかな朝を迎える日々幸せを感じているところでございます。

昭和署勤務は初めてとなりますが、第一統括官として4年目を迎えますので、ご迷惑をお掛けすることがないように、適時適切な対応に心掛け、先生方からのアドバイスも頂きながら、健全かつ良好な税務行政を行ってまいりたいと思っておりますので、よりをお願いいたします。

## 7月支部研修 (平成29年7月18日開催)

### 譲渡所得における 『資産の譲渡』について —基本判例と最近の判決を中心に

講師：名城大学法学部教授 伊川正樹氏



#### I. はじめに

38年間の争いからようやく整った分割協議を前提として、相続により取得した土地を第三者に売却した際の譲渡所得の申告において、その分割協議を整える際に要した弁護士費用が譲渡所得の取得費に含まれるか否かという論点について。これを紐解くにあたりどのように何を調べたらよいかを考えると、①法令、②通達、③判例、を調べていくことだという。そしてその判例の先に④学説というものが出てくることがある。

このケースの場合、法令は所得税法38条1項、通達は所得税基本通達60-2、判例は東京高裁平成23年4月14日判決を参考に検討することができ

る。そして判例の検討の先に、税法で問題にしていることが現実の取得にとって必要か、という客観的必要説（取得費の判断基準）と現実の取得に付随する費用かという社会的妥当説（付随費用の判断基準）という学説の検討が必要になる。

実務において「判例を読む」ということの必要性、「判例を読む」ということはどういうことなのかを譲渡所得に関する基本判例及び特許権の譲渡をめぐる裁判例を取り上げ説明する。

#### II. 譲渡所得に関する基本判例

所得税法33条1項では「譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいう」と規定されている。この資産の譲渡とは何を示すのか、2つの判例から増加益清算説について検討。

判例からは、①資産の増加益が譲渡所得になること、②譲渡時を課税のタイミングとすることが説かれ、資産の譲渡は有償であること、無償であることを問わず、資産を手放し渡すこと、つまり資産を移転させる一切の行為が33条1項でいう資産の譲渡ということができると解することができる。この考え方を増加益清算説という。

ところが増加益清算説に対して、現実の譲渡所得課税とは何か、無償譲渡に対してどのように課税するのかという疑問が出てくる。

#### (1) 現実の譲渡所得課税

所得税法33条3項は、「譲渡所得金額＝総収入金額－（取得費＋譲渡費用＋特別控除額）」であると解することができる。ではここでいう総収入金額とはどう解するべきか、個人Aが時価5,000の資産を個人Bに対価1,000で譲渡した例を取り上げ、最高裁判例（平成18年4月20日判決）と所得税法36条1項から検討。

判例では、増加益清算説を支持しつつも、抽象的な増加益そのものが課税対象となるのでは



なく、実現した所得が課税の対象となるとされている。これは所得類型全てに対する総則としての所得税法36条1項の実現主義の考え方に基いており、別段の定めがある場合を除き、その年において収入すべき金額を総収入金額に算入すべき金額と規定している。

これらを根拠に前述の例の場合、1,000が実現した所得として総収入金額となることが結論付けられる。

## (2) 無償譲渡に対する課税

個人Aが時価5,000の資産を法人Bに贈与した例を取り上げ、所得税法59条1項のみなし譲渡課税を根拠として時価5,000が実現した所得として総収入金額となることが結論付けられる。

## Ⅲ. 特許権の譲渡をめぐる裁判例

A社の従業員Xが職務上で発明をし、それにつき特許を受ける権利をXからA社に移転した。その際、実績報奨金をXが取得したが不服を申し立て、その後、不足分に対してA社からXに和解金を支払うことで事件は収束。この際Xが取得した和解金が譲渡所得となるのか雑所得になるのかという件につき、雑所得に該当する判例(大津地裁平成26年4月10日判決)について検討。

判旨として①増加益清算説、②譲渡所得の金額計算規定(所得税法33条3項)が同一原因に対し複数年度にわたる取得費の控除を想定していないと解されること、③所得税法36条に照らすと、権利移転時、つまり譲渡時に実現している所得が譲渡所得となり、譲渡所得の要件は譲渡時に実現していることと言えるから、権利が確定しておらず、いまだ実現していない所得は譲渡所得に該当しないというべきこと、④本件和解金は特許権承継後の和解成立時に実現した所得と認められ、特許を受ける権利の移転時に実現した所得であるとは言えないことを挙げた。以上

の道筋から本件和解金は譲渡所得に該当しないことから雑所得であると結論付けられた。

この判例から①XによるA社に対する特許を受ける権利の移転=「資産の譲渡」ではないのか、②譲渡所得に該当するためには、「譲渡時の実現」という要件は必要か、③増加益清算説と譲渡所得の金額計算規定との関係はいかなるものかについて検討。①については、資産の譲渡に当たらずであり、譲渡時に対価の額が確定していたものについては譲渡所得と言える。②については、譲渡時に実現していない所得は譲渡所得ではないということになり、未実現利益は譲渡所得ではないということになるため、必要がないというよりは入れてはいけないもの。③については、特許権の譲渡の対価は、性質上は譲渡所得であるが現行法が本件和解金を譲渡所得として課税する規定を置いていない。つまり、譲渡所得ではないのではなく、譲渡所得として課税できないので雑所得として課税するしかないという表現が正しいのではないか。譲渡所得か雑所得かではなく、どちらで課税するかという点において譲渡所得ではないということだけのことと考えられる。

## Ⅳ. おわりに

税法の解釈には第一義的な文理解釈があるが、これが厳格に過ぎると不都合が生じるので趣旨解釈(目的論的解釈)を行うことになる。それでもだめなら、最終的解決法として立法論を論ずることになる。

法令、通達、判例、学説の位置づけをご説明いただきつつ、判決の道筋を法令の解釈、学説を交えて、充実した内容をコンパクトに分かり易くお話しいただきました。この思考を実務に活かしていきたいと思います。

(研修部 津田 亜希)

# NEWCOMER

## 私が新人です



天白12班

### 藤井 三矢

昭和支部の皆様お世話になります。

平成15年8月に名古屋中支部に税理士登録をさせて頂きその後千種支部それからふたたび名古屋中支部を経て、このたび昭和支部に転入して参りました藤井三矢と申します。よろしくお申し上げます。

税理士登録する以前は、平成15年7月まで税務関係に勤務していました。その税務で経験した知識を基に税理士業に携わってきましたがクライアントから申告に必要な関係書類の閲覧等に抵抗されることもあり説得する難しさは現在も私にとっては大きな課題となっています。

クライアントからの関係書類の確認如何によって申告書の精度が異なることを痛感しています。

税務調査のように任意といながら必要な関係書類の入手を行う税務署と異なり確認ができない場合もあり、クライアントとの信頼関係を築きさらにはよき相談相手となるよう精進していきたいと思っています。

ところで、趣味が全くない私が、初めて開業税理士として登録することになりこれからは時間に拘束されることもなくゆとりある自由な時間を読書に費やしていきたいと思ひ、最近ある書物のおかげでこの年まで抵抗も無くある言葉の解釈が誤っていたことに気付き、恥ずかしいと思ひと自己反省も含めいろいろな本を読み勉強して仕事に生かしたいと思っています。

現在、責任の重大さを感じながら名古屋税理士会の相続税担当の相談員をさせて頂いております。常に謙虚で恥じないよう勉強し期待に応えたいと思っています。

末筆ではございますが、昭和支部皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。



瑞穂9班

### 大澤 輝高

昭和支部の皆様、初めまして。大澤輝高と申します。このたび平成29年4月19日付けで税理士登録が完了し、昭和支部に所属することになりました。今後ともよろしくお願ひいたします。

私は大学3回生のとき、同級生が就職活動を始めようとする時期にたまたま司法試験やその他資格取得を目指して試験勉強する人が周りに多く、そのような環境の中で自分の将来について考えた時に資格取得のために勉強している人達と同じような専門性の高い職業を目指していきたいと考えるようになりました。様々な資格がある中で自分の性格や父が税理士であるという影響もあって税理士を目指すことにしました。

大学卒業後すぐに大阪の税理士事務所に就職し、働きながら税理士試験の勉強をしてきました。仕事を始めた頃は業務を覚えるのに精一杯で中々試験勉強をする時間を作ることが出来ず苦しみましたが、そのような中でも皆様が変わらずに接し続け、また支えてくれたこともあり時間はかかりましたが晴れて税理士登録をすることが出来ました。

このたび、税理士としてスタートラインに立つことが出来ましたが、まだまだ経験が浅く知識不足、経験不足でありますので日々精進して参ります。資格試験の勉強は終わりましたが、税理士としての勉強はまだこれからしていかななくてはならず、また一生続くものですのでより一層の自己練磨をしていきたいと思っています。まだまだ至らない部分ばかりではございますが、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。

## 平成29年度 支部研修旅行写真コンテスト結果報告

平成29年7月6日(木)13:00より昭和支部事務局にて写真コンテストの厳正なる審査を行い上位4作品を選出し、平成29年7月18日(火)にルブラ王山において開催された夏季懇話会の席上において結果発表を行いました。

今回の支部旅行は「美味し国三重の魅力満載！伊勢志摩美食紀行」と銘打って伊勢神宮をはじめ、松阪牛やサミット会場となった伊勢志摩観光ホテルでの昼食を堪能する旅行でした。旅行参

加会員40名の内8名の方より応募がありました。

カメラを持った参加会員の皆さんは、初日から精力的に撮影をしていましたが、内訳をみますと、やはり風景がきれいなところや花が咲きあふれた場所で撮影されたものが多かったようです。

厳正な審査の結果、第一席杉野嘉則会員の「手水(ちょうず)まずは左手から」をはじめ、次のように決定しました。



第一席 杉野会員



入選者一同で



第一席

杉野 嘉則 会員

「手水(ちょうず)まずは左手から」

第二席

表野 宏和 会員

「絶景From大王崎灯台」

第三席

水野 敬子 会員

「青い海&絶妙なコントラスト」

佳 作

横江 光代 会員

「鳥羽湾の夕景」



## 【7月の月例集会】

平成29年7月18日(火) ルブラ王山

(支部より連絡事項)

会計部：支部会費収納状況について

研修部：今後の研修会予定について

厚生部：支部日帰り研修旅行について

制度部：税制改正に関する意見書提出依頼について

総務部：今後の予定について



## 支部からのお知らせ

### ・9月月例集会及び研修会

平成29年9月8日(金) 昭和文化小劇場

月例集会：13時30分より

研修会：14時30分より

「医療法人の税務について」

税理士 青木恵一 氏

### ・配布図書のご案内

平成29年9月例集会時配布予定

「医療法人の設立・運営・承継と税務対策」

青木恵一 著(税務研究会)

### ・10月月例集会及び研修会

平成29年10月13日(金) 昭和文化小劇場

月例集会：13時30分より

研修会：14時30分より

「米公文書から考察する消費税制度

～トランプ税制改革を踏まえて～」

大阪経済大学客員教授

金融コンサルタント

経済評論家 岩本沙弓氏

〈広報部より〉

252号 7頁 昭和支部役員の名前に誤りがありました。

誤 高野静一 → 正 高野静一

252号 9頁右上 行事予定表の記載に誤りがありました。

誤 平成27年6月5日現在

→ 正 平成29年6月5日現在

お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

## 編集後記

現在、自分は妻と息子(1歳4か月)の三人で生活しています。先週の日曜日に友人が流しそうめんのイベントをするってことで三人で参加してきました。自分も妻も流しそうめんをするのは何十年ぶりで楽しめましたし、息子は初めての体験だったので、興味津々で眺めていました。ただ、息子はまだ流しそうめんを理解できなかったみたいで、流れてくる水で手を洗ったりして楽しんでたのですが、下にいた人たちに怒られないかヒヤヒヤしました。これからも息子の成長を見守って行きたいと思います。

(川村 貴浩)

# 支部研修旅行写真コンテスト



第二席 表野宏和 会員  
“絶景 From 大王崎灯台”

第三席 水野敬子 会員  
“青い海&絶妙なコントラスト”



佳作 横江光代 会員  
“鳥羽湾の夕景”